

処方せん 一般名処方のお知らせ

当クリニックでは、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当クリニックでは、ジェネリック医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名（商品名）を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品を一般名処方によって薬局が提供しやすくなります。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

「一般名処方」とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分名＝一般名」を処方せんに記載することです。一般名処方では、有効成分が同じ複数のお薬から選択できるため、患者様と薬剤師で相談して選ぶことができます。

2024年度の診療報酬改定によりジェネリック医薬品（後発医薬品）が存在する先発医薬品（長期収載品）を希望した場合に差額の一部（4分の1）が自己負担となる仕組み（選定療養）が10月1日より導入されます。

※医療上必要と医師が判断し、先発品を指定した場合は対象外

ご不明な点などがありましたら職員までご相談ください。